

議会運営委員会先進地行政視察報告書

期 日 令和6年7月9日（火）～10日（水） 【1泊2日】

調 査 市 佐賀県 唐津市議会 （7月9日訪問）
熊本県 宇土市議会 （7月10日訪問）

出張者 委員長 原口 政敏 副委員長 福田 清宏
委員 田畑 和彦 委員 吉留 良三
委員 濱田 尚 委員 東 育代
議長 中里 純人 副議長 松崎 幹夫
随員 石元謙吾（局長）、岩下敬史（補佐）

◎上記のことについて、次のとおり報告いたします。

今回の先進地行政視察では、『①議場システムについて』、『②議員政治倫理条例について』、『③議会運営全般について』、以上3点を調査事項と定め、調査地として佐賀県唐津市議会、熊本県宇土市議会を選定した。

調査にあたっては、調査項目の一つに議員政治倫理条例が含まれていることから、調査市議会の議長及び議会運営委員会正副委員長の出席をいただき、意見交換ができる体制を整え調査を行った。

【佐賀県 / 唐津市議会】

- 調査事項
- (1) 議場システムについて
 - (2) 議員政治倫理条例について
 - (3) 議会運営全般について

《唐津市の概要》

唐津市は、佐賀県北西部の位置にあり、市域は、東西約36km、南北約30kmに及び、総面積は約487.60km²で、佐賀県全体の約20%を占めています。

市の東部は福岡県糸島市、佐賀市、南部は多久市、武雄市、伊万里市、西部は玄海町、伊万里湾を隔てて長崎県松浦市に境界を接し、北部は玄界灘に面しています。また、東部は背振山系が唐津湾に向かってなだらかに傾斜し、中部は松浦川の流域に沿って平坦部が広がり、西部には丘陵地帯の上場台地があります。

その地先をなす唐津湾沿いには、全長4.5km、幅約500mの「虹の松原」があり、日本三大松原の一つ（国の特別名勝に指定）に数えられています。近郊の海には、神集島、小川島、加唐島、松島、馬渡島、向島の離島群が、東松浦半島を取り囲むように位置しています。

唐津市のとなりには玄海原子力発電所（玄海町）があり、本市と同様、原子力発電所の隣接市であります。

《唐津市議会の組織、市の人口等》

(※人口、世帯は、令和6年4月1日現在)

議長	笹山茂成	人口	114,875人
副議長	水上勝義	世帯	51,258世帯
議員数	28人(現員25人)	面積	487.60km ²
議会運営委員会	9人		
常任委員会	総務教育7人(現員6人) 産業経済7人(現員6人) 都市整備7人(現員6人) 市民厚生7人(現員7人)		
特別委員会	玄海原子力発電所対策特別委員会(全議員) 風力発電等新エネルギーに係る特別委員会(14人)		
地方自治法 第100条第12項 の規定による協議 又は調整を行う場	議員全員協議会(全員) 議会制度検討委員会(10人) 議会運営代表者会議(会派代表者)		
任意の委員会	議会報編集委員会(9人)		

《唐津市議会の概要、取組》

- ・議員報酬 議長：503,000円 副議長：459,000円 議員：438,000円
- ・政務活動費 年額360,000円(半期ごとに会派に交付)
- ・議会広報 定例会の翌々月の1日に発行(A4版の16ページ)
原稿作成から校正まで、全て編集委員が行う
- ・議会中継 インターネット中継あり(本会議と予算、決算委員会は生中継)
録画中継あり
- ・テレビ放映 市全域に光ケーブルのネットワークを整備し、市全域で行政放送が
視聴できる
- ・一般質問 質問と答弁を含め70分以内
- ・市庁舎建設 令和4年5月竣工の新庁舎
地上7階建て(議場：7階)、総工費約96億円
議場システム経費は、全体事業費に入っているため詳細は不明

1. 議場システムについて

(1) 唐津市新庁舎竣工、議場システムも新設備

- 市庁舎建設
 - ・令和4年5月竣工の新庁舎
 - ・地上7階建て(議場：7階)、総工費約96億円
 - ・議場システム経費は、市庁舎建設の全体事業費に入っているため、
詳細は不明

- 議場モニター
 - ・設置数は、前面に 2 台、議員席後方に 1 台、聴覚障害者用 1 台
 - ・前面モニターには議場内の映像のほか、採決の表示のみを表示
 - ・一般質問に関する資料（議員提示）の表示は行っていない
- 傍聴者対応
 - ・聴覚障がい者等への傍聴対応として、コミュニケーション支援のソフトウェア「UD トーク」を令和元年 6 月議会から導入
 - ※音声文字化してモニターに表示（傍聴席内に設置）
- その他
 - ・正面向って議長席後方の左側に国旗、右側に市旗を掲揚
 - ・議員席、市当局席にはマイクなし
 - ・マイクは、議長席、局長席、質問者席にのみ設置

【所感（議員から）】

- ・特に聴覚障がい者対応設備は、いろんな立場の人に議会を知って貰う、議会に興味を持って貰える取組であったように思います。
- ・議場システムは、カメラやモニターの設置、「会話の見える化」を実現できる UD トーク導入等取組が進んでいた。しかし、議員席にはマイクが設置されておらず独自性を感じた。
- ・議員、執行部共に、自席マイク無しの運用は一考の余地あり。
- ・議場設備に半年かけて検討したとのこと。特にカメラ設備の位置設定が重要であると感じた。
- ・議場システムについては、タブレット活用推進委員会と同様の検討会を設置し、十分な検討期間を設け、仕様書を作成することが必要である。

2. 議員政治倫理条例について

(1) 唐津市議会議員の政治倫理に関する条例

- 制 定 平成 27 年 9 月 25 日
- 経 緯 平成 26 年 10 月以降、2 名の市職員が収賄容疑等で逮捕される不祥事が発生。平成 27 年 12 月に「公共工事を巡る不正入札事件に係る特別委員会」を設置し、市職員と議員の倫理確立及び再発防止について協議を重ねた。特別委員会での協議及び提言をもとに議会運営委員会で審議を行い、「唐津市議会議員の政治倫理に関する条例」を議案提出、平成 27 年 9 月 25 日に可決し、同年 10 月 1 日付けで施行となった。条例案の提案理由としては、「議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定め、これらを遵守することで、市民と議会の信頼関係の確立を図るため制定するもの。」としている。
- 内 容
 - ・条 文…第 1 条から第 10 条まで ※第 3 条（8 項目からなる政治倫理基準）
 - ・資産公開制度…資産公開の条文は盛り込まない
 - ・就業等の報告義務…役員等の就業を明らかにするため条文に盛り込む
 - ・調査請求権…市民がする場合は、100 分の 1 の連署
 - 議員がする場合は、議員定数 12 分の 1 の連署
 - ・政治倫理審査会…市が設置する審査会に委ねる。（委員は 9 人以内）
 - （議員を含まない第三者で設置）
 - ・公開、公表…政治倫理審査会は原則、公開である。調査結果も公表

- 規 定 条例とは別に、倫理条例の施行規程を制定（制定期日は条例と同じ）
- 実績等 調査請求無し（審査会の開催実績なし）
- その他
 - ・唐津市議会の倫理条例には、本市が定めている『市との請負契約等に関する努力事項（第4条）』は入っていない。議論はしたが、最終的に条例には盛り込んでいない。条例制定後、調査請求も無く特に問題は発生していない。
 - ・議員の兼業禁止については、地方自治法第92条の2の規定があることから、倫理条例の中では第4条（就業等の報告義務）を定め、議長に対して報告義務を設けている。
 - ・条例制定にあたり、パブリックコメントを実施している。

【所感（議員から）】

- ・倫理条例に対象者の制限はないが、人口11万5千人のためか、なり手不足の足かせにはなっていないとのこと。
- ・請負契約に関する条文はなく、就業等の報告義務を課して、学識経験者と市民による審査会で規制している。
- ・請負契約等に関しては、地方自治法が改正され、これまで禁止されていた議員と市との請負が300万円まで可能となったことなどを受け、規程を整備したとのこと。また、本市の第4条の規定などは、就業等の報告義務などにおいて詳細に把握するようである。
- ・平成26年10月以降、市職員の不祥事が発生したことから、議員政治倫理条例制定に向けて取り組み、議運等で協議し議案提出された。本市でも内容の整理をする時期にあるように思います。
- ・徹底した取り組みをして300万円以下の公共事業について議長の許可を得られなければならないが、今のところ一人の議員もいないとのこと。公共事業の公正な事業も控えるべきだと思った。
- ・いちき串木野市議会議員の政治倫理条例の見直しの検討…唐津市議会議員の政治倫理に関する条例（就業等の報告義務）第4条と同様な条文を、いちき串木野市議会議員の政治倫理条例（市との請負契約等に関する努力事項）第4条に替えて導入し、議員本人に関する政治倫理条例に見直して、多様な人材が立候補しやすくなるための環境整備の一環とするべきであると思う。
- ・就業報告書を出すことで、補助金（観光協会、スポーツ協会等）は裏金ではないかとの疑念が生じないようにしている。

3. 議会運営全般について

(1) 唐津市議会制度検討事項

1. 決算議案の審議

決算審査の時期について課題があり、9月定例会の日程を延長して、決算議案の審査・採決まで行う事とした。（平成27年9月定例会から）

2. 唐津市議会議員災害時行動指針

災害時における議員の行動基準を定めた（平成27年12月施行）

3. 長期間欠席等した議員の報酬及び期末手当を減額する規定を制定

他県の議会等で、本会議等を長期欠席した議員に、報酬を全額支給した事象が発生し問題視されたことを重く受け止め、議員の職責及び議会への住民の信頼確保等の観点から、県内 10 市の市議会議長会で組織する「佐賀県市議会議長会」において協議を開始。（平成 28 年 5 月～） 県内 10 市議会全てにおいて、減額する内容が統一されたため、各市議会の 9 月定例会において、改正条例を上程することになった。

4. コミュニケーションアプリ「UDトーク」の導入

障害者団体との意見交換会を行い、言語聴覚士から「個人によって聞こえない音の種類が違うため、音声を増幅するより文字化して表示した方が有効であるとの助言を受け、「会話の見える化」を実現できる「UDトーク」を導入。大掛かりな設備投資等は不要で、必要経費等が比較的安価である。（新庁舎建設前の令和元年 6 月定例会から導入）

5. 議会選出監査委員の廃止

地方自治法改正を契機に協議し決定。 議選監査委員を置かないことにより監査能力の低下を招かないよう、「議会側の対応」として内部統制評価報告書の全協での報告を受けることを決めた。また、「執行部側に求める対応策」として市長宛てに申入書を提出した。

6. タブレット端末アプリ、会議等におけるタブレットの使用

議会 I C T に向けた「タブレット端末アプリ」の導入、「議会タブレット端末等使用基準」を定めた。（令和 5 年 8 月議運決定）

- ・アプリ スマートディスカッション
- ・経費 政務活動費から充当 50%、個人負担 50%
- ・現状 現在は、紙、メール、FAX との併用で、検証を行う。

7. 市議会議員選挙（令和 7 年 1 月）に向けて、多様な人材が立候補しやすくなるための環境整備

- ①議員報酬の引き上げ……唐津市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、次回選挙後から議員報酬を、現状 438,000 円から 464,000 円に、2 万 6000 円引き上げる。
- ②議員個人の請負要件緩和……地方自治法が改正され、これまで禁止されていた議員と市との請負が 300 万円まで可能となり、請負の概要などを報告する規定などを整備した。
- ③議員のプライバシーへの配慮……ホームページで公表する議員の連絡先住所について、住所全体ではなく一部を公表するとした。
- ④女性や若者への配慮……欠席理由として、「育児・介護等」を規定した。女性の出産（産前 6 週、産後 8 週）は議員報酬減額なし。

（2）その他の取組

1. 議員研修の開催

- ・議員研修については、年 1 回外部講師を招いて開催している。
- ・研修テーマ……政治倫理、防災対策、ハラスメント（パワハラ・セクハラ）、公職選挙法、予算編成過程への関与、2040 年問題、議会 I C T の推進、DX など
- ・講師……外部講師（地方議会総合研究所、神戸学院大教授、大分大学学長相談役など）

2. 主権者教育（小学生による模擬議会）

- ・ねらい、手法……小学6年生の1学期に、社会科学習の一環として実施。国会と市議会の違いを説明したり、テーマを小学生から事前に出してもらって、それに対し小学生から質疑をする。事務局職員が市長役で答弁する。起立採決まで行っている。
- ・実績……令和3年6月29日（2クラス63人）、令和3年7月16日（2クラス40人）
令和4年7月7,8日（4クラス149人）、令和6年6月27日（1クラス36人）

【所感（議員から）】

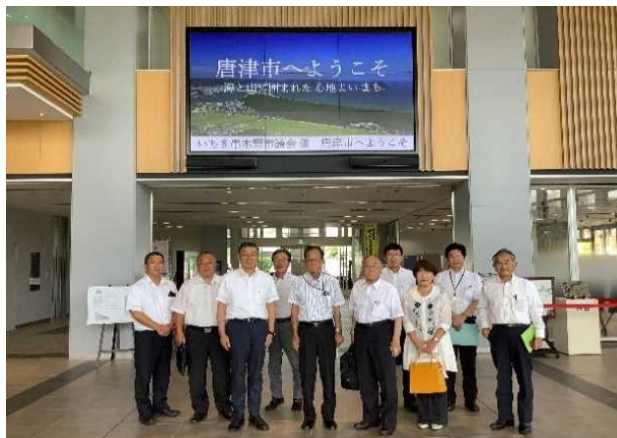
- ・議員と語る会は実施しておらず、市民からの要望もないとのこと。長期欠席議員への報酬や期末手当を減額する規定の改正を行っていた。本市も検討の余地があるのではないかと。
- ・欠席理由として、「育児・介護等」を定め、産前・産後の報酬も削減せず、立候補しやすい環境を作っている。
- ・全員協議会と別に議会制度等検討委員会が設けてあり、そこで議会改革全般、長期間欠席等した議員の報酬等を削減する規定や、議会選出監査委員の廃止、多様な人材が立候補しやすくなるための環境整備としての報酬引き上げや議員のプライバシー保護など、多岐にわたり取り組んでいる。一方、陳情や請願はあまり市民から出されていないとのこと。様々な取組を行うことで、立候補しやすい環境が整いつつあることを実感し参考となった。
- ・一般質問で、1回目は総括質疑、2回目から一問一答という方法であった。本市のやり方の方が質問する側としたら整理がしやすいと思いました。
- ・議員定数は改選ごとに2人減らしてきた（1期目46人→5期目28人）が、6期目は議会機能を保つための必要な議員数を確保するために、5期目28人と同数とし、立候補しようとする方への周知や準備期間などを考慮し、その1年前に定数を決定したことは、真に望ましいことである。
- ・議会運営委員会の諮問等について協議する議会制度検討委員会（10人）の設置は珍しい。
- ・議案質疑の会派代表質疑は、14人の会派の場合、持ち時間が150分となり、答弁時間を含めると150分の3~4倍の時間を要する。3月定例会の議事日程では、一般質問の前に3日間の議案質疑日がある。このことは、会派において、議案に対する勉強会が十分にされていることを意味し、当局との間に緊張感が生まれていると思われる。
- ・次回の改選を前に、議員報酬の引き上げや議員個人の請負要件緩和、議員のプライバシーへの配慮や女性や若者などへの配慮等、多様な人材が立候補しやすくなるための環境整備がなされている。同様な事案については、我が市議会も速やかに対処しなければならない。
- ・報酬については生活給を加味し、若者や子育て世代の進出を促すような額にし、議員に専従できるようにすることで、議会、議員、市当局間に更なる緊張感が生まれてくると思う。
- ・議員研修会は、議員の政治倫理や地域における防災対策、ハラスメント等について、毎回、講師を招いて実施していることに鑑み、講師料の確保に努めなければならない。
- ・議会選出の監査委員を廃止し、銀行OBを任命している。定期監査とは別に内部評価報告書で報告を受けている。議員数が減少するとなると検討しなければならない。
- ・多様な人材の立候補に向けて、令和7年1月の選挙から報酬の引き上げと議員プライバシー配慮のため、公表は一部にとどめるとしている。

◎今回の視察に対する『唐津市議会の受け入れ態勢等』

唐津市での先進地視察にあたっては、受け入れ伺いの段階から日程調整にも配慮をいただき、また、当日の唐津駅、昼食会場、市役所、現地視察地、ホテルへの送迎すべてを市のマイクロバスで行うなど、丁寧な対応をしていただいた。7月中旬、気温の高い中での視察だったこともあり、とても有難く感じた。

唐津市庁舎での調査では、笹山議長（挨拶のみ）のほか議会運営委員会の正副委員長にも出席をいただいた。調査項目に対する説明を林山事務局長が行い、その後、本市からの質問に対しては事務局長や正副議長が答弁をするというスタイルで進め、回答・答弁のほか、実情を踏まえての意見交換も行うことが出来た。

意見交換では、本市と唐津市議会では幾つか取組や取扱いの違いがあったが、それ以上に市民の議会に対する反応や見方など、本市と異なる点が多く驚くことであった。いずれにしても、参考になる事が多くとても有意義な研修となった。また、研修資料は項目ごとに詳しく整理されており、分かりやすく作成してあった。



【熊本県 / 宇土市議会】

- 調査事項 (1) 議場システムについて
(2) 議員政治倫理条例について
(3) 議会運営全般について

《宇土市の概要》

宇土市は、熊本県のほぼ中央部、熊本平野の南縁で有明海と八代海(不知火海)を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ北半分を占めています。市域は東西 20.4 キロメートル、南北 7.9 キロメートルと東西方向に細長く、総面積は 74.30 平方キロメートルです。北に熊本市、東に旧城南町(平成 22 年 3 月に熊本市と合併)、南に宇城市とそれぞれ隣接しています。

九州を南北に縦貫する国道 3 号及び、ほぼそれに沿って走る JR 鹿児島本線、宇土半島を東西にのびる国道 57 号線及び JR 三角線の分岐点にあたり、県内における交通の要衝となっています。中心市街地は JR 宇土駅の西南側一帯に広がっており、熊本市中心部から車で南へ約 20 分、九州自動車道松橋インターから北西へ約 10 分の距離です。

現在、「九州のどまんなか、宇土市」をキャッチフレーズに、市の PR をしています。

《宇土市議会の組織、市の人口等》

(※人口、世帯は、令和 6 年 4 月 1 日現在)

議 長	藤 井 慶 峰	人 口	36,243 人
副 議 長	園 田 茂	世 帯	16,058 世帯
議 員 数	18 人	面 積	74.30 km ²
議会運営委員会	6 人		
常任委員会	総務市民委員会 6 人 文教厚生委員会 6 人 経済建設委員会 6 人		
特別委員会等	地域高規格道路促進等対策特別委員会 (9 人) 決算審査特別委員会 (8 人)		
任意の委員会等	議会改革検討会 議会だより編集委員会 (4 人)		

《宇土市議会の概要、取組》

- ・ 議員報酬 議長：401,700 円 副議長：367,800 円 議員：346,900 円
- ・ 政務活動費 月額 20,000 円 (年額 240,000 円) ※会派又は議員に支払う。
- ・ 会 派 3 会派に 7 人が所属、無所属は 11 人
- ・ 議会広報 定例会開催ごとに年 4 回発行
- ・ 会議録 本会議の会議録は、1 議会につき 6 部のみ印刷製本
議員、執行部には電子データを提供
- ・ 議会中継 録画配信のみ (YouTube 配信)
※生放送は、市役所傍聴ロビーと 2 か所の支所のみ。
- ・ 一般質問 持ち時間 60 分 (質問のみ)

1. 議場システムについて

(1) 宇土市新庁舎竣工、議場システムも新設備

- 市庁舎建設
 - ・令和5年5月供用開始（新庁舎） 地上4階建て（議場：4階）
 - ・議場システム整備に関する経費は約27,758,000円
- モニター等
 - ・モニター設置数は、両サイドに1台ずつ（65型液晶ディスプレイ）
 - ・カメラは、執行部席後方に2台、議員席後方に1台を設置
 - ・11型の液晶ディスプレイを議長席、局長席、演壇、質問者席に常設
 - ※オンライン映像、出席議員数、発言時間3分前表示等が映し出される。
 - ・傍聴ロビーにモニターを設置（一般の方が議場外で傍聴）
- マイク等
 - ・マイクは、議長席、局長席、質問者席、議員席に設置
 - ※市当局席にマイクはない。当局発言は、市長、課長ともに演台で行う。
 - ・議場両サイドに各1台ずつ集音マイクを設置
 - ・天井スピーカーを2台設置
 - ・ラインアレイスピーカーを議場4カ所に設置
- その他
 - ・正面向って議長席後方の左側に国旗、右側に市旗を掲揚（唐津市と同じ）
 - ・傍聴者への配慮として、「デジタル集音器の貸し出し」、「授乳・搾乳室の設置」、「傍聴ロビー&モニター」

【所感（議員から）】

- ・最新の設備で素晴らしい。執行部席にマイクが無く、その都度答弁席（演壇）への移動答弁なので、移動の時間に無駄があると感じた。
- ・常時、配信映像と同じ映像を議場内2カ所に表示し、緊張感保持のためにも良い。残時間表示に合わせ資料表示も良い。デジタル集音器や授乳室など傍聴者への配慮がされている。
- ・熊本地震の被害を受けての建て替えて、素晴らしい環境の議会であった。デジタル集音器や授乳・搾乳室の整備、モニターの積極的な活用がなされ、傍聴しやすい環境であると感じた。
- ・特に傍聴者への配慮で、授乳・搾乳室の整備は、傍聴者だけでなく子育て世代の女性議員も使用できると説明を受け、時代の先取りで羨ましく思いました。
- ・宇土市も唐津市とおなじように議案質疑等は、その都度質問席に行って質問しなければならない不便さを感じた。
- ・議場システムは、熊本地震後の庁舎建替えに併せて整備、令和5年5月8日供用開始。議場のレイアウトや音響映像設備等は議会の要請に合わせて整備されている。傍聴者への配慮として、デジタル集音器の貸し出しや傍聴ロビー、授乳・搾乳室等の整備。
- ・議場の改修計画が立てられたら、直ぐに対応できるように、事前に委員会を立ち上げて、検討を進めておかなければならない。
- ・参考資料のモニター投影は半数の議員が使用している。2日前までに事務局へ通知する。授乳室はまだ未使用だが、多目的室の設置を検討してはどうか。
- ・議場システムに27,758千円をかけて整備しているが、カメラ1台を1年で取り換えた。

2. 議員政治倫理条例について

(1) 宇土市政治倫理条例の制定

- 制 定 平成 12 年 12 月
- 対象者 議員及び市長
- 目 的 議員や首長の公職者としての倫理を確立し、公正な職務執行が行われることを目的とした条例
- 経 緯 平成 10 年当時（約 25 年前）、宇土市では利権争いが激しく、議員に土木業者が多く、様々な好ましくない状況であったことから、倫理条例制定に至っている。
- 内 容
 - ・条 文…第 1 条から第 16 条まで
 - ※第 3 条（4 項目からなる政治倫理基準）
 - ※第 4 条（誓約書の提出）
 - ※第 5 条（市の工事等に関する遵守事項）
 - ※第 6 条（関係企業等報告書の提出）
 - ・誓約書の提出…倫理条例を遵守する旨の誓約書（義務付け）
 - ・工事契約や物品納入契約等の制限（第 5 条、努力義務）
 - 対象 議員及び市長の配偶者、2 親等以内の親族、議員及び市長が役員をしている関係企業等
 - 配偶者等が市からの請負を辞退する場合は「辞退届」を提出、公表
 - ・関係企業等報告書の提出…提出義務あり（辞退の有無に関わらず）、公表
 - ・調査請求権…市民がする場合は、有権者の 50 分の 1 の連署
 - ※条例（条文）を見る限り、調査請求は市民のみが出来るようである。
 - ・政治倫理審査会…市が設置する審査会に委ねる。（委員は 7 人）
 - ※専門的な知識を有する者、選挙権を有する市民を市長が委嘱
 - ※政治倫理審査会は原則、公開である。
 - ・その他…第 12 条から第 15 条にかけては、他市にない条文となっている。条例制定当時の宇土市議会の厳しい状況が想像できるものである。
- 規 定 条例とは別に、倫理条例の施行規程を制定（制定期日は条例と同じ）
- 実績等 調査請求無し（審査会の開催実績なし）
- その他
 - ・宇土市の倫理条例は、対象者を議員及び市長としている。
 - ・倫理条例制定に至った経緯を見ると、顧問弁護士による勉強会の開催などのほか、特別委員会を 20 回、定例会での中間報告を 8 回行うなど、かなり慎重に議論がなされたことがわかる。
 - ・宇土市議会の倫理条例第 5 条は、本市の倫理条例で定めている『市との請負契約等に関する努力事項（第 4 条）』と同様の条文となっている。制定当時の状況からすると、この条文を加えることには賛否両論あったと思うが、ある程度の拘束力が発揮され、議会秩序の正常化に繋がってきたものと推測する。

(2) 宇土市政治倫理条例の見直し検討

- 検討理由 議員の関係企業等が市からの請負を辞退しない場合、違法なことをしていないにも関わらず、自営の仕事や議員活動等にやり辛さを感じ、ひいては議員のなり手不足に繋がる可能性がある。

- 協議事項 令和5年3月から地方自治法における議員本人の市からの請負制限が緩和(年間300万円まで)されたことを踏まえ、政治倫理条例における議員の関係企業等の請負等の制限規定を見直すかどうか。
- 結論 宇土市政治倫理条例がなり手不足に影響を及ぼすものではなく、条例の目的を踏まえ見直しは行わない。
議会改革検討会(令和6年5月24日)で決定。(結論付け)
- 意見等
 - ①見直しを行うべきではないという意見……議員のなり手不足の問題とは関係が無いと思う。なぜこれまで市からの請負が禁止されていたのかという趣旨を踏まえ、見直す必要はない。
 - ②個人請負と同様の額までなら見直しても良いという意見……かつて議会内部でもめていた時代もあり、苦勞して政治倫理条例を制定して規制してきたのだから、地方自治法に合わせて300万円までの請負については認めても良いが、それ以上の緩和は認めるべきではない。
 - ③制限を緩和すべきという意見……今の時代、社会の監視の目が厳しくなっており、議員が市からの請負を自分や身内に融通を利かせることは難しい。この規制であれば、経営のノウハウを持った方が議員になり辛くなり、市のためにはならない。

【所感(議員から)】

- ・倫理条例に対象者の2親等までの制限があり、議員のなり手の足かせにはなっているのではと議論はされたが、見直しまでは至らなかった。とはいえ、若い優秀な人を登用し活性化する意味でも、条例の見直し論はあるようだ。
- ・倫理条例はなり手不足に影響なしとして見直さず。
- ・本年度、倫理条例の見直しが検討された。検討理由としての議員の関係企業等が市からの請負を辞退しない場合、違法なことをしていないにも関わらず、自営の仕事や議員活動等にやり辛さを感じ、ひいては議員のなり手不足に繋がる可能性があるとのことであった。協議では、地方自治法の改正などを受けて、見直すかどうかの議論だったが、結果は宇土市ではなり手不足に影響を及ぼすものではなく、見直しは行わないことになったという。また、審査会も宇土市では地方自治法138条の4に基づき執行部の付属機関として設置したようで、委員の構成では、公平性の観点で議員は委嘱されず、専門的な知識を有する者などを市長が委嘱するとのこと。これに関して、補助金の交付を受ける団体の長に就かないなどの制約は一切ないとのことである。議会の背景は異なるが、なり手不足感や危機感を持っていた。本市も多くの議論を重ね、いちき串木野市議会としての方向性を模索すべきと感じた。
- ・20年前に土建業者の利権争いがあったことから、倫理条例制定に至った経緯の説明を受けた。本市も女性や若者が議会に興味を持ってもらえる取組も含めて検証すべきと思いました。
- ・宇土市倫理条例(市の工事等に関する遵守事項)第4条は、20年前に利権争いが激しく、議員に土建業者が多く、買収や暴力沙汰などがあって制定したとのことであるが、未だに条例制定に至るこの根本が払拭されていないとの見解が示され、改正に至っていないとのこと。
- ・いちき串木野市議会議員の政治倫理条例第4条は、老若男女だれでも市政等に関心のある者が立候補できるように条例を改めるべきである。
- ・宇土市の政治倫理審査会は、地方自治法第138条の4に基づく執行部の付属機関として設置

することとしており、市長の諮問を受けた事項について、調査、答申、勧告、建議することが出来る。なお、審査会の委員は7人とし、専門的な知識を有する者及び選挙権を有する市民のうちから市長が委嘱するとし、審査会を設置した例はないとのことである。議員のみでは審査の公平が保たれないとしていることは、参考にしたいと思う。

・2親等の規制については検討されたが、議員のなり手不足には影響はないこと、過去の設置された経緯を踏まえ、令和6年5月に見直しは行わないこととされた。

・倫理条例については、色々と経緯はあるが、地方自治法により300万円までの請負について緩和されたことを踏まえ、制度規定の見直しについて議論したが、結論は議員のなり手不足には影響はなく、設置された経緯を踏まえ見直しはしていない。本市においても、国の緩和を考えれば、そのままでも良い。

3. 議会運営全般について

(1) 定例会の流れ

1. 議会運営委員会

- ・日程決め議運……定例会開会日の1か月ほど前に開催。
- ・議案説明の議運……定例会開会日の10日ほど前に開催。
- ・最終日前には議運は開催していない。

2. 定例会日程

- ・本市の日程とほとんど同じだが、一般質問の日に議案質疑を行っている。

3. 一般質問

- ・持ち時間は質問のみで60分。
- ・所属委員会案件を一般質問では行わない。ただし、政策的なものなど例外はある。
- ・「議員間で質問内容が重複する場合の取扱い」は、議運委員長同席のもと、各議員間で調整を図っている。

【所感（議員から）】

・唐津市同様、議員と語る会を実施しておらず、市民からの要望もない。議会に関心がないのか？議会だけで十分と思っているのか不明。

・議員と語る会はやっていない。議員個人の責任で対応している。

・一般質問の申し合わせ事項に議員間で質問の内容が重複する場合の取扱いがあったが、詳しく聞けなくて残念でした。

・一般質問の通告は、メールやfaxでも可。

・陳情は持参したものだけ受付けている。市民の権利を尊重し、議運で協議した後に委員会付託している。

